



Tokyo

Client Alert

15 August 2022

本アラートに 関するお問い合わせ先



谷田部 耕介 カウンセル 03 6271 9722 kosuke.yatabe@bakermckenzie.com

親引けガイドラインの改正

日本証券業協会の株券等の募集等の引受け等に係る顧客への配分に関する規則(以下「配分規則」)第2条第1項は、協会員に対して、「募集等の引受け等を行うに当たっては、市場の実勢、投資需要の動向等を十分に勘案したうえで、当該募集等の引受け等に係る株券等の配分が、公正を旨とし、合理的な理由なく特定の投資家に偏ることのないよう努めなければならない」と規定している。そして、同第2項は、引受会員に対して、原則として、株券等の募集又は売出しの引受けを行うに当たっては、発行者が指定する販売先への売付け(販売先を示唆する等実質的に類似する行為を含む)(以下「親引け」)を行ってはならないと定めている。これは、発行者による株主や支配権の所在の恣意的な選択を抑止する、株式持合いを助長しない、特定の者に対する利益供与に用いられないようにすることを目的とする。

もっとも、以下の3要件の全てに該当する場合は、例外的に、親引けが許容されている(配分規則第2条第2項)。

公正な配分の趣旨に反しないこと

親引けを行ったとしても配分規則 2 条 1 項に反する配分にならないと引受会員が判断したこと

②親引けについての開示

発行者が、親引けについて、親引け予定先の状況(親引け予定先の概要、発行者と親引け予定先との間の関係、親引け予定先の選定理由、親引けしようとする株券等の数、当該親引けに係る株券等の保有方針、親引け予定先における払込みに要する資金等の状況及び親引け予定先の実態)、親引けに係る株券等の譲渡制限、発行条件に関する事項、親引け後の大株主の状況、株式併合等の予定の有無及び内容、その他参考になる事項を、有価証券届出書又は発行登録書の提出後において適切に公表すること

③180 日間のロックアップ

募集に係る払込期日若しくは払込期間の最終日又は当該売出しに係る受渡期日から 180 日を経過する日まで継続して所有することの確約を、主幹事会員が親引け予定先から書面により取り付けること

そして、日本証券業協会の親引けガイドラインは、上記①の要件の判断について留意すべき点を定めている。

上記に基づき、近年、多くの新規公開会社が、IPO 時に親引け先への販売を要請し、訂正有価証券届出書等で開示を行っている。

今般、発行会社の指示によりコーポレートガバナンス向上や企業価値向上に資すると考えられる機関投資家に割当てることが可能となる場合を明確化す

るため、親引けガイドラインを改正し、上記①の要件を充足する場合の例示として「発行者のコーポレートガバナンス向上又は企業価値の向上(発行者の信用力の向上によるものを含む)に資する機関投資家等に配分する場合」が追加された¹。これは、一定の機関投資家等が当該発行者の株主として参画することによって、エンゲージメントを通じたコーポレートガバナンスの向上や、中長期的な株式保有による企業価値向上に資すると考えられる場合を想定しており、いわゆる「コーナーストーン投資家」に配分する場合などが想定されている²。

かかる親引けが実施されることにより、価格算定能力の高いコーナーストーン投資家が株主として参画する予定であることが開示され、当該オファリングに対する市場の信頼性の向上に資することや、コーナーストーン投資家の株主としての参画により、発行者のコーポレートガバナンス向上や企業価値向上(コーナーストーン投資家の参画により当該発行者の信用力の向上などのアナウンスメント効果が生じることを含む)に資することが期待されている3。

今般の親引けガイドラインの改正は、上記に加え、第3項の列挙事由が例示であることを明示する等している。IPO時により柔軟な資本政策や株式投資の選択ができるようになることが期待される。

以上

¹ 当該追加を含む親引けガイドラインの改正は、2022年7月1日以後、取締役会決議等が行われる株券等の募集及び売出しから適用される。

² 日本証券業協会 2022 年 6 月 29 日付「「親引けガイドライン」の改正に係る Q&A」Q5 の 回答

³ 日本証券業協会 2022 年 6 月 29 日付「「親引けガイドライン」の改正に係る Q&A」Q5 の 回答